

2 総合計画策定のねらい

地方分権の一層の推進と行財政基盤の強化による総合的な行政能力の向上を図るため、平成 15 年 6 月に旧野田市と旧関宿町が合併して誕生した本市が、両市町のまちづくりを継承しつつ、「市民参加」「新市の一体性の醸成及び均衡ある発展」「行財政運営の効率化」をキーワードにしたまちづくりをスタートさせてから、4 年余が経過した。

この間、経済はバブル崩壊以降の長い低迷期からようやく脱したものの、国と地方の財政状況は好転せず、また、国から地方への権限と財源の移譲を図るための三位一体の改革^{注 1)}が行われ、国庫補助負担金や地方交付税の大幅削減等がなされた。さらに、税収が増えない中で普通交付税が削減されて不交付団体が増加するなど、地方においては厳しい財政状況となっている。本市においても、平成 19 年度の旧野田市分普通交付税が合併後初めて不交付となり、今後も不交付の状況が続くものと思われる。これらが改善されない限り、ますます厳しい行財政運営を強いられることになる。一方では、少子高齢化がその動きを加速した結果、国の総人口は戦後初めて減少に転じ、いよいよ人口減少社会を迎えたといえる。

こうした時代にあって、市政は、多様な手法による行政のスリム化をめざしながら、市民ニーズを的確に捉えるため、より一層、市民との協働作業により推進していく必要がある。これまでも徹底した市民参加によるまちづくりを進めている本市では、これからもまちづくりに対する市民の意欲とともに職員の不断の努力によって、協働のまちづくりを継続する。

地方自治法に基づき策定する本計画は、このような時代の文脈を踏まえたうえで、「旧野田市総合計画」及び「旧関宿町総合計画」で示された基本的な方向性を継承して合併時に策定された「新市建設計画」の趣旨を包含して、21 世紀という新たな時代にふさわしい、総合的かつ計画的なまちづくりの指針としてとりまとめたものである。

3 総合計画策定の考え方

－総合計画見直しの考え方－

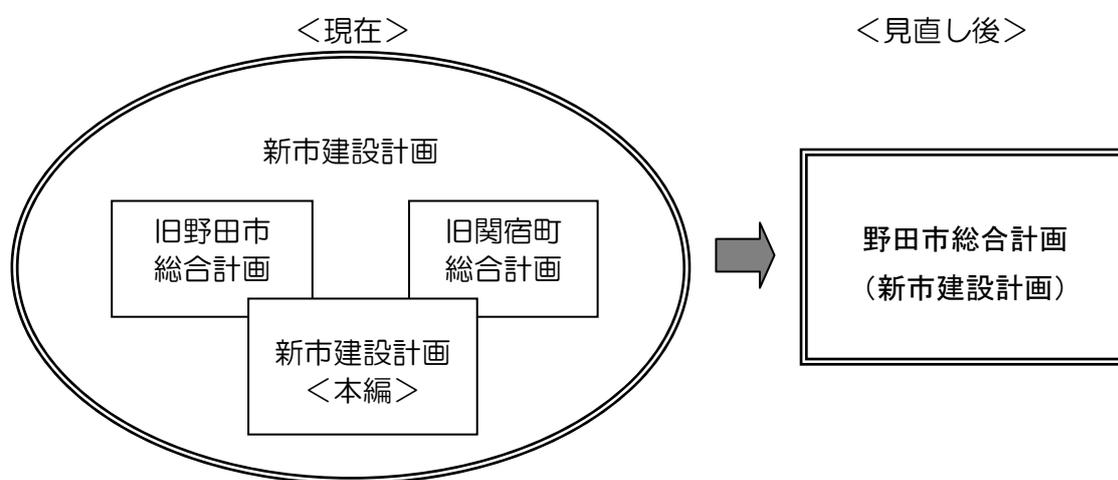
平成 15 年 6 月の合併から 4 年余の間、本市では、新市のまちづくり計画である新市建設計画に基づき、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展に努めてきた。この新市建設計画の策定にあたっては、旧野田市総合計画及び旧関宿町総合計画が徹底した住民参加により作成されたものであり、合併を前提に策定されたものではないものの、その基本的な方向性は引き続き維持できると考えられるこ

注 1) 三位一体の改革……………「国から地方へ」という地方分権の流れの中で、国と地方公共団体に関する行財政システムに関する 3 つの改革、すなわち国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の一体的な見直しをいう。

とから、新市建設計画<本編>に、①両総合計画で重複している事項を調整したうえで、②新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資する重点事業・新規事業に関する事項を示すこととし、新市建設計画<本編>、旧野田市総合計画及び旧関宿町総合計画の3冊をもって新市建設計画と位置づけた。また、この新市建設計画を新市の総合計画として行政運営を行ってきた。

合併後、いちいのホールや陸上競技場の整備、コミュニティバス“まめバス”の運行、鉄道駅の東口整備、生活関連道路の整備等々、新市の建設は着実に進んでおり、合併効果が次第に具体化し始めていることから、旧野田市総合計画の基本計画前期終了の見直し時期に合わせて、改めて新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに新市の均衡を図るため、必要な見直しを行うこととした。

見直しは、新市建設計画<本編>、旧野田市総合計画及び旧関宿町総合計画の3冊を1冊にまとめ、見直し後の新たな野田市総合計画は新市建設計画としても位置づける。なお、本計画は、合併時に徹底した住民参加により作成した新市建設計画という骨格ができていることから、現計画である3冊を包含したものに、平成20年度から平成27年度までの後期基本計画とするための新規事業の追加、終了した事業の削除など、必要な時点修正を行う形態により策定した。



—まちづくりの目的の明確化—

近年の社会経済情勢は依然不透明かつ不安定な状況にあり、さらに地方分権や税制改革等不確定要素の多い中で、長期にわたる財政予測を行った場合、その確実性を見込むことは極めて困難である。このような時代におけるまちづくりは、その目的を明確にし、行政だけでなく、個人、企業等すべての市民の人材や資源を活かし、限られた財源の中で、あらゆる工夫を行っていくことが重要である。

こうした中で長期構想の果たすべき役割は、先行き不透明な社会状況にあって、市民にまちづくりの長期的な展望を示し、将来の市民生活に安心を与えるとともに、行政だけがまちづくりに取り組むのではなく、市民自身の取組も喚起していくことにあると考えた。

したがって、安定成長のもと比較的長期にわたって財政を見通せた時代の“定量的な”視点ではなく、何のために取り組むのか、どのような方向をめざすべきかといった“定性的な”視点で目的を明確化することが基本構想・基本計画の役割であり、その手段としての事業について、限られた財源のもとでの優先性やバランスを考慮し、比較的短期的確実性のもとで、その実施のタイミングを明確にしていくのが実施計画・予算の役割であると考えた。

そのため、今回の長期構想における基本構想・基本計画は、あらかじめ長期にわたっての事業量を確定し、その事業ありきの視点で達成することだけに終始するのではなく、長期的な目的を明確にしたうえで、具体的な事業の取組については、その時々为社会経済状況や一層厳しさを増す財政状況を勘案し、厳格な財政規律を保ったうえで、事業の緊急性・進捗状況等を踏まえて優先順位を決定するなど、その目的達成のための最善の方法を常に模索しながら、柔軟に取り組んでいけるような位置づけのもとに策定した。